

中小企業エネルギーコスト削減助成金

「よくあるご質問」の更新経過

NO	日付	QA 番号	変更内容
1	R5. 1. 13		追加募集に伴い更新
2	R5. 3. 1	A2-2	「対象になりません。空調などの省エネルギー設備を導入する場合、既存の事業所で使用している設備を更新する場合が対象になります。ただし、太陽光発電設備の新設を伴う場合などについては、新築の事業所であっても対象になります。」から、ただし以下を削除
3	R5. 5. 17	A0-1, A2-6, A2-13, A4-2, A4-3	「令和4年7月1日以降」を「令和5年度助成金は令和5年4月1日（令和4年度助成金は令和4年7月1日）以降」に変更
4	R5. 5. 17	A0-4	「受付窓口へ提出」を「受付窓口へ持参により提出」に変更
5	R5. 5. 17	A2-20	「また令和5年度助成金から、照明設備の業務用、一般用LEDについては省エネ基準(トップランナー制度)がある場合のみ対象設備となりますのでご注意ください。」を追加
6	R5. 5. 17	Q3-5, A3-5	新規追加 令和5年度の事業活動温暖化対策計画書の提出について